



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに対する
第三者意見を公表します。

大阪府

おおさかゼロカーボン SLL フレームワーク

新規

<サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性確認結果>

本フレームワークはサステナビリティ・リンク・ローン原則等に適合する。

評価対象

おおさかゼロカーボン SLL フレームワーク

要約

本第三者意見は、大阪府が策定する「おおさかゼロカーボン SLL フレームワーク」（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」¹、及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²（総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、大阪府の政策・方針、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケータ（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポートリング、検証について確認を行った。

大阪府は近畿地方の中心に位置しており、その面積は 1,905 km² である。北部は北摂山地を隔てて京都府に、東部一帯は生駒山地、金剛山地を隔てて奈良県に、南部は和泉山脈を境として和歌山県に、西部は猪名川を隔てて兵庫県に、それぞれ接している。土地の利用実態に応じた区分（土地利用区分）ごとの面積は、2021 年は、森林と宅地がそれぞれ約 3 割、道路が約 1 割、農用地が 1 割未満となっている。

大阪府の名目生産額は（2022 年度）は東京に次ぐ全国第 2 位であり、全国有数の経済規模を有する。産業別にみると、過度な偏りはみられないが、「製造業」、「卸・小売業」、「不動産業」などの構成

¹ Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). "Sustainability-Linked Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

² 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

比が比較的大きく、近年は「保健衛生・社会事業」や「専門・科学技術、業務支援サービス業」の構成比が増加傾向にある。

大阪府の環境政策は、大阪府環境基本条例に基づき、2021年3月に策定された「2030大阪府環境総合計画」を中心に体系化されている。同計画は、「2050年のめざすべき将来像」として「府域のCO₂排出実質ゼロ」「大阪湾のプラごみ追加的汚染ゼロ」等を示すとともに、その将来像の実現に向けた「2030年の実現すべき姿」として「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の5つの分野の環境施策を示している。大阪府では、2019年10月に知事が「2050年に府域における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明した。「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2021年3月）」において、前述の「2030大阪府環境総合計画」の考え方を踏まえ、2050年のめざすべき将来像について、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ 一大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会」としている。大阪府は、事業者の脱炭素化を促進するため、2023年度に「脱炭素経営宣言登録制度」を創設した。

大阪府は、大阪府内の事業者における脱炭素に向けた新たな支援として、本フレームワークを策定している。大阪府は、本フレームワークの対象者について、大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則において定める特定事業者以外の事業者（任意届出事業者）と定義している。従って、本フレームワークの対象は、大阪府内の中小企業が主に対象になる。

大阪府は、本フレームワークで以下のKPI及びSPTを設定している。

KPI	大阪府内に設置する事業所における事業活動から排出される温室効果ガスの削減						
SPT	<p>①条例に基づく実績報告書を提出すること。</p> <p>※本項目については、条例に基づく実績報告書を初めて届出する事業者に限り、SPTに設定することができるものとする。</p> <p>※本項目については、金融機関がSPTより除外することは妨げない。</p> <p>②条例に基づく実績報告書において、以下の条件を達成すること。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d1c4e9;">対象年度</th> <th style="background-color: #d1c4e9;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2030年度 まで</td> <td> <p>以下のいずれかの条件を達成すること。</p> <p>I. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率5%以上（年率）</p> <p>II. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率1.5%以上5%未満（年率）かつ、重点対策実施率90%以上</p> <p>※温室効果ガス排出量の算定は、原則排出量ベースとするが、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標があり、希望する場合は原単位ベースとすることができるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2031年度 以降</td> <td> <p>温室効果ガス排出量の削減率が2030年度比で年平均5%以上を達成すること。</p> <p>※温室効果ガス排出量の算定は、排出量ベースとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象年度	条件	2030年度 まで	<p>以下のいずれかの条件を達成すること。</p> <p>I. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率5%以上（年率）</p> <p>II. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率1.5%以上5%未満（年率）かつ、重点対策実施率90%以上</p> <p>※温室効果ガス排出量の算定は、原則排出量ベースとするが、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標があり、希望する場合は原単位ベースとすることができるものとする。</p>	2031年度 以降	<p>温室効果ガス排出量の削減率が2030年度比で年平均5%以上を達成すること。</p> <p>※温室効果ガス排出量の算定は、排出量ベースとする。</p>
	対象年度	条件					
2030年度 まで	<p>以下のいずれかの条件を達成すること。</p> <p>I. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率5%以上（年率）</p> <p>II. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率1.5%以上5%未満（年率）かつ、重点対策実施率90%以上</p> <p>※温室効果ガス排出量の算定は、原則排出量ベースとするが、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標があり、希望する場合は原単位ベースとすることができるものとする。</p>						
2031年度 以降	<p>温室効果ガス排出量の削減率が2030年度比で年平均5%以上を達成すること。</p> <p>※温室効果ガス排出量の算定は、排出量ベースとする。</p>						

大阪府は、2019年10月に「2050年に府域における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明しており、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2021年3月）」において、2050年のめざすべき将来像を設定するとともに、2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減することを目標として設定している。「府域の二酸化炭素排出量実質ゼロ」を達成するため

には、事業活動の脱炭素化が重要となってくる。以上より、大阪府内の事業者にとって本 KPI は戦略的意義がある。

大阪府内に本社をおく企業は合計 26.3 万者であり、そのうち 26.2 万者が中小企業であり、府内全企業数の 99.6% を占める。大阪府は、2022 年に条例改正を伴い、特定事業者以外においても条例に基づく対策計画書を届け出ることが可能となったが、任意届出事業者における条例の届出者数は 2023 年度時点で 40 者に留まっている。大阪府において、資本金 3 億円以下の中小企業のうち「脱炭素に既に取り組んでいる」企業は約 1 割強である、という統計データが存在する。以上を踏まえ、SPT ①と SPT ②について、過年度実績との比較、ベンチマーク（科学的根拠・日本政府の目標）との比較、他社の取組状況との比較を実施した結果、中小企業の過年度の取組実績との比較、及び他社との取組状況との比較の観点で相対的に高く、かつ 2050 年ネットゼロに至る目標水準であることから、野心的である。

本フレームワークに基づく借入金の特性として、事前に設定された SPT が達成された場合に金利を変化する取り決めとなることを確認した。また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である。以上等により、本フレームワークで定められた借入金の特性について、各原則等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金において、事前に設定された SPT が達成された場合に金利を変化する取り決めとなる予定であること、及び KPI の定義や SPT の設定についても契約書類に記載される予定であること等を確認した。また、本フレームワークを活用して金融機関と大阪府内で主に事業活動を営む事業者で SLL が実行される場合、事業者より大阪府及び貸付人に対し、対策計画書が提出される。

本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、ローンの返済までの期間、大阪府と貸付人に対して、条例における実績報告書を年次で報告する。大阪府は、借入人より提出を受けた実績報告書の内容について、独立した第三者として KPI の実績及び SPT の達成状況の検証を行う。その後、大阪府は、本報告書の検証結果について、借入人と貸付人に対し通知を行う。

以上より、SLL を実行する借入人は、貸付人である金融機関に対し、KPI の年次実績等のレポートリングを実施する取り決めとなっていることを JCR は確認した。また、借入人の KPI の実績について第三者機関による検証が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、JCR は、本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見は、「おおさかゼロカーボン SLL フレームワーク」(本フレームワーク) に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」(総称して「SLLP 等」) への適合性を確認したものである。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポートニング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認することである。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、大阪府が 2026 年 3 月に策定する本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

1. 大阪府の特性、及び政策・方針
2. 本フレームワークのスキーム
3. KPI の選定
4. SPT の測定
5. 借入金の特性
6. レポートニング・検証
7. SLLP 等への適合性に係る結論

III. SLLP 等への適合性について

1. 大阪府の特性、及び政策・方針

(1) 大阪府の地理的特性

大阪府は近畿地方の中心に位置しており、その面積は 1,905 km² である。北部は北摂山地を隔てて京都府に、東部一帯は生駒山地、金剛山地を隔てて奈良県に、南部は和泉山脈を境として和歌山県に、西部は猪名川を隔てて兵庫県に、それぞれ接している。また、大阪市以南の西部は大阪湾に臨んでいる。大阪平野は、淀川水系、大和川水系の堆積作用による土地で、府域最大の河川である淀川は、その源を琵琶湖に発し、瀬田川、宇治川となって府北東部に入り、毛馬（大阪市都島区）から二つに分かれ、西は淀川、南は旧淀川、土佐堀川となって大阪湾に注いでいる。また、大和川は、奈良県を源とし、金剛山と生駒山の間を流れ府域に入り、西へ向かって大阪湾に注いでいる。土地の利用実態に応じた区分（土地利用区分）ごとの面積は、2021 年は、森林と宅地がそれぞれ約 3 割、道路が約 1 割、農用地が 1 割未満となっている。20 年前（2001 年）に比べ、農用地や森林は減少、道路が増加している。宅地では、住宅地は増加、工業用地は減少している³。



図表 1：大阪府の地図⁴

³ 令和 5 年度大阪府統計年鑑など大阪府提供資料

⁴ 大阪府 都市景観ビジョン・大阪（平成 30 年 1 月）https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/21163/180131_zenbun.pdf

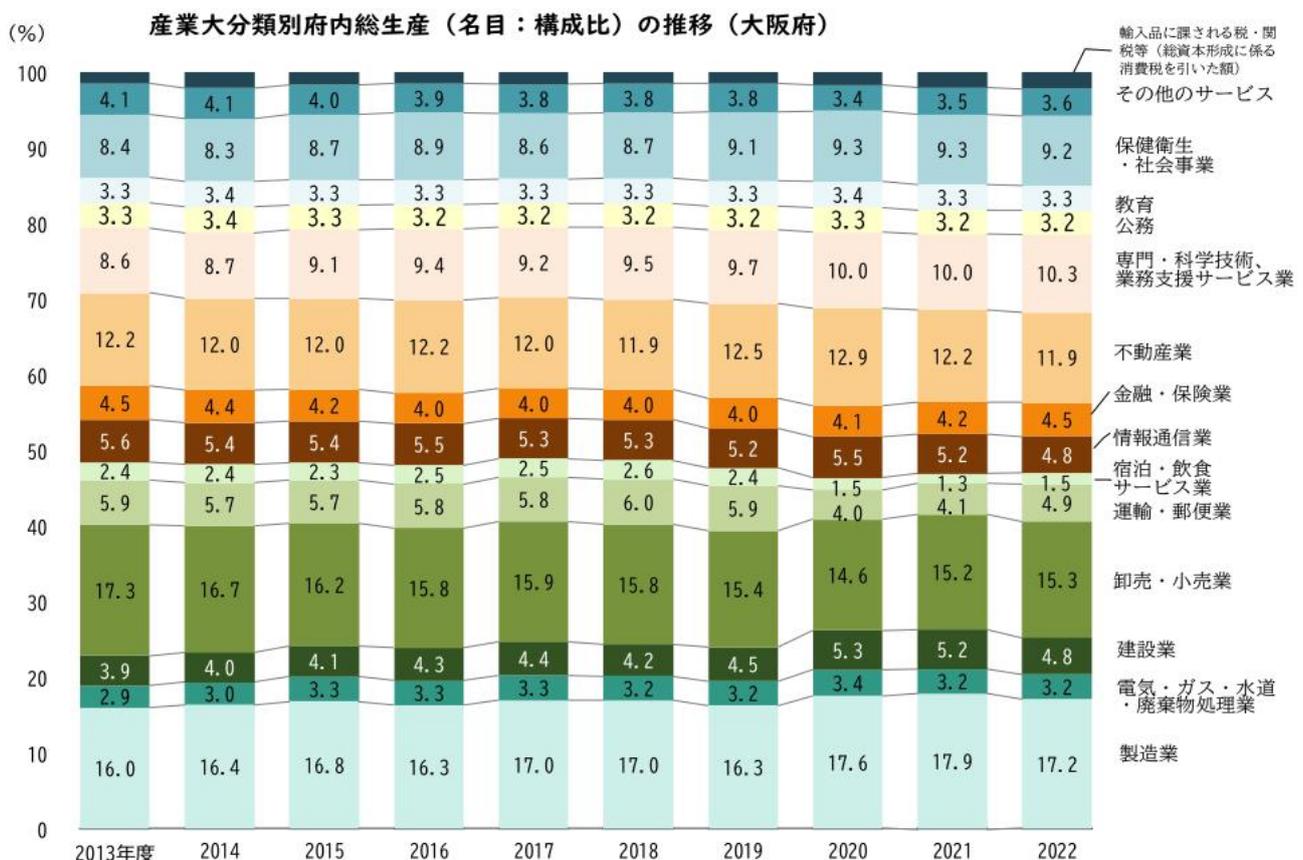
大阪府の気候は、瀬戸内海性の気候で、降水量は比較的少なく、平野部で年間 1,200～1,300mm、山間部で 1,400～1,500mm 程度で 6 月や 9 月に多い。年平均気温は 18 度程度となっている。

大阪府は、古くからその地勢を生かし、日本の政治・経済・文化の中心地として繁栄した歴史を持ち、日本有数の総合的な競争力と豊かな個性を持った都市である。

- ・ 中枢市街地：梅田-淀屋橋-本町-難波を軸にオフィス・商業機能が高度に集中している。
- ・ 複数核型都市：堺市、東大阪市、吹田市などの衛星拠点が独自の産業・商業ゾーンを形成している。
- ・ 沖積低地の高密度化：大阪平野では住宅・工業・物流が重層的に展開され、人口集中地区（DID）は拡大を続け、国内最大級となっている。
- ・ 埋立地利用：大阪湾沿岸の埋立地は臨海工業地帯や大型物流拠点、埠頭施設として活用されている。

(2) 大阪府の産業・経済

大阪府の名目生産額（2022 年度）は東京に次ぐ全国第 2 位であり、全国のなかで有数の経済規模である。産業別にみると、過度な偏りはみられないが、「製造業」、「卸・小売業」、「不動産業」などの構成比が比較的大きく、近年は「保健衛生・社会事業」や「専門・科学技術、業務支援サービス業」の構成比が増加傾向にある。



図表 2：大阪府 産業大分類別府内総生産（名目：構成比）の推移⁵

⁵ 大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/0110010/aid/sangyou/naniwa2025.html>

大阪府の人口は、1989年に戦後初めて前年を下回った後、減少・増加を繰り返しているが、2010年にピークとなった以降は減少傾向となっている。2024年は10月1日現在の人口は877万315人であり、2023年10月から2024年9月までの1年間で4,259人(0.05%)の減少となっている。

(3) 大阪府の環境政策

大阪府の環境政策は、大阪府環境基本条例に基づき、2021年3月に策定された「2030大阪府環境総合計画」を中心に体系化されている。同計画は、「2050年のめざすべき将来像」として「府域のCO₂排出実質ゼロ」「大阪湾のプラごみ追加的汚染ゼロ」等を示すとともに、その将来像の実現に向けた「2030年の実現すべき姿」として「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の5つの分野の環境施策を示している。

2050年のめざすべき将来像

大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会

- 大都市・大消費地として、府域のCO₂排出量実質ゼロ、大阪湾のプラごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会が実現
- 大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会を構築

2030年の実現すべき姿

いのち輝くSDGs未来都市・大阪 ー環境施策を通じてー

- 今後10年間は、2050年の将来像実現に向けた足掛かりを確実にすべく、具体的取組みを速やかに展開すべき重要な期間
- 2030年はSDGs目標年であり、2025年の大阪・関西万博において示されるアイデアが社会実装段階に入ることも鑑みて、以下の5つの環境施策分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより取組みを促進
脱炭素・省エネルギー、資源循環、全てのいのちの共生、健康で安心な暮らし、魅力と活力ある快適な地域づくり

図表 3：2030大阪府環境総合計画 2050年のめざすべき将来像・2030年の実現すべき姿⁶

そのうえで、大阪府は、「めざすべき将来像」の実現に向けて、各分野の個別計画に共通する「施策の基本的な方向性」を定めるとともに、「施策の基本的な方向性」に基づき、各分野別に背景・現状・課題等を詳細に整理・解析するとともに、適宜、有識者等に意見聴取を行い、具体的な目標や施策を定めることにより、各分野が同じ方向性をめざし、整合性を保ちながら、計画的かつ実効性のある取り組みを推進している。

(4) 大阪府の地球温暖化対策

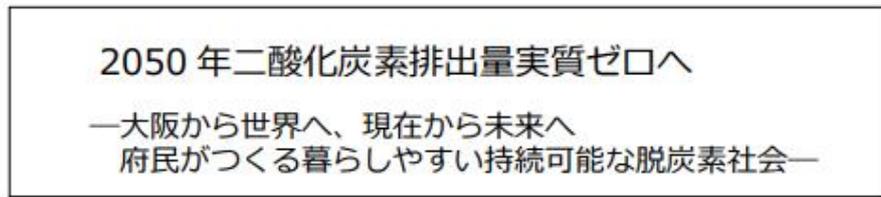
日本の年平均気温が20世紀の100年間で約1°C上昇したのに対し、大阪の年平均気温は約2.1°C上昇している。大阪府域では、地球温暖化の影響に加えて、都市部のヒートアイランド現象の影響により、気温の上昇幅が日本平均より大きくなっている。また、気温の上昇のみならず、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症のリスクの増加など、気候変動による影響が顕在化している。特に、猛暑日や熱帯夜日数が100年前と比べて顕著に増加しており、2025年5～9月には7,202名が熱中症⁷により救急搬送されたほか、局地的豪雨や大規模台風による被害が甚大化するなど、すでに気候危機と認識すべき状況となっている。

大阪府では、2019年10月に知事が「2050年に府域における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明した。「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2021年3月）」において、前述の

⁶ 大阪府ホームページ 2030大阪府環境総合計画（概要）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/2030sogokeikaku/index.html>

⁷ 「令和7年（5月～9月）の熱中症による救急搬送状況」（消防庁）

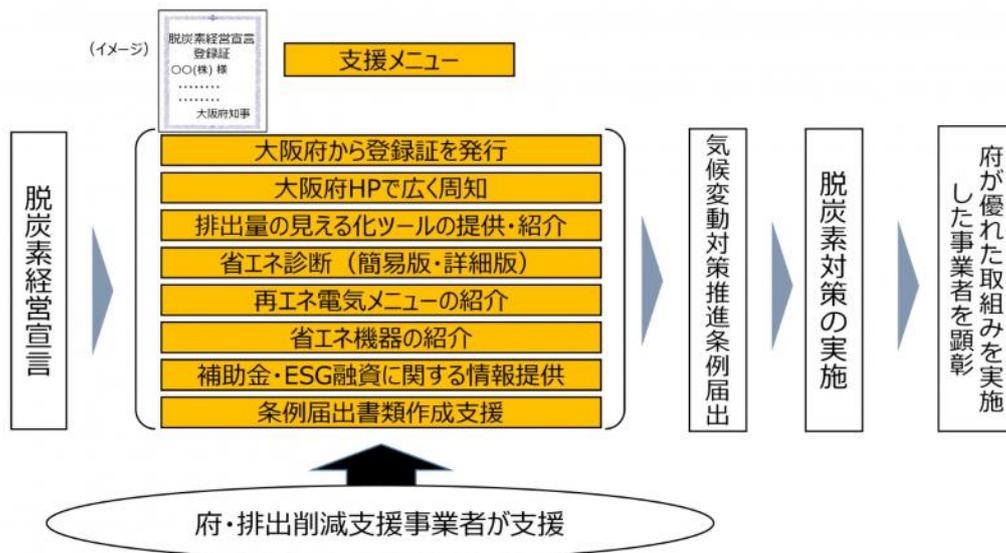
「2030 大阪府環境総合計画」の考え方を踏まえ、2050 年のめざすべき将来像について定めるとともに、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロへ」を掲げている。



図表 4：大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2050 年のめざすべき姿⁸

(5) 本フレームワーク策定の背景

大阪府は、事業者の脱炭素化を促進するため、2023 年度に「脱炭素経営宣言登録制度」を創設した。同制度では、脱炭素経営を宣言した事業者に対して、府が脱炭素経営宣言登録証を発行するとともに府 HP 等により広く PR することのほか、以下図表の支援スキームの通り、排出削減支援事業者と連携してそれぞれの事業者に対し、CO₂排出量の見える化ツール、省エネ診断、再エネ電気メニュー、省エネ・再エネ設備、補助金・ESG 融資に関する情報提供などの支援を行うことにより、事業者の脱炭素経営を促進している。



図表 5：大阪府 脱炭素経営宣言登録制度⁹

なお、「脱炭素経営宣言登録制度」は 2026 年 1 月時点で 10,500 事業者を超える登録実績がある。大阪府は、今後も支援事業者との連携強化により、登録事業者の増加による裾野の拡大を図り、更なる CO₂排出量の削減を進める方針である。

大阪府は、府内の事業者における脱炭素に向けた新たな支援として、本フレームワークを策定している。

⁸ 大阪府 2021 年 3 月 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chikyukankyo/jigyotoppage/27_3keikaku.html

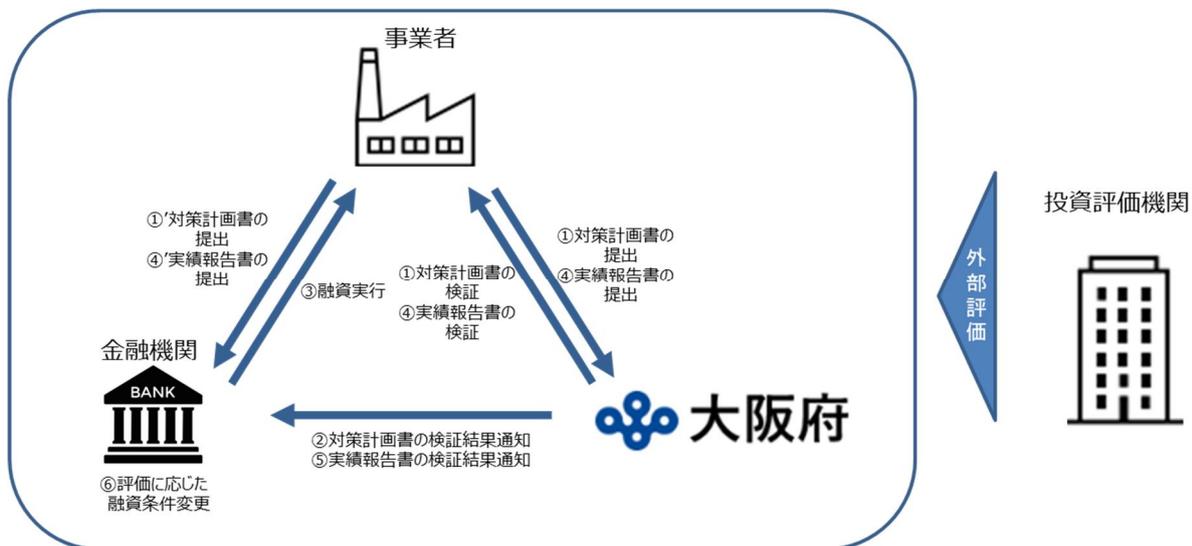
⁹ 大阪府ホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/datsutanso_sengen/index.html

2. 本フレームワークのスキーム

本フレームワークの構成主体は、府内事業者、大阪府及び金融機関の三者となっており、各主体の役割および具体的な事務フローは以下のようにになっている。

図表 6：大阪府 本フレームワークの各主体の役割

主体	主な役割
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内事業者が届出した「対策計画書」の検証および検証結果の通知 ・ 府内事業者が届出した「実績報告書」の検証および検証結果の通知
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府が策定した本フレームワークに基づき、個別にSLLを実行 ・ 府内事業者のSPT達成状況に応じた融資条件の見直し ・ 府内事業者へのエンゲージメントの向上
府内事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府への「対策計画書」の届出 ・ 大阪府への「実績報告書」の届出



図表 7：大阪府 本フレームワークのスキーム図

なお、大阪府は、事業者が気候変動に関する各対策を進めることを目的とした届出として、「対策計画書」及び「実績報告書」を定めている。「対策計画書」には GHG の排出に係る抑制対策等の内容、「実績報告書」には対策計画書に基づき実施された対策の状況等を記載することとされている。

■本フレームワークの対象者

大阪府は、本フレームワークの対象者について、大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則において定める特定事業者以外の事業者（任意届出事業者）と定義している。従って、本フレームワークの対象は、大阪府内の中小企業が主となる。

■本フレームワークの利用要件

本フレームワークを利用して SLL を実行する為には、以下の利用要件の全てを満たす必要がある。

- ① 大阪府「脱炭素経営宣言登録制度」の宣言事業者であること
- ② 条例に基づく対策計画書の届出を行うこと。また、その届出において基準年度比削減率が削減目安以上かつ、重点対策実施率 90 %以上の計画となっていること

なお、上記②で記載の「基準年度比削減率の削減目安」と「重点対策実施率」とは、それぞれ以下図表の通り定義されている。

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
19.0%	18.2%	17.4%	16.5%	15.7%	14.8%	14.0%	13.1%	12.2%
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
11.3%	10.0%	8.6%	7.2%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	

図表 8：本フレームワーク「基準年度比削減率の削減目安」¹⁰

なお、図表 8 に記載の削減率は、基準年を記載年度として、目標年度を 2030 年度とした場合に、設定すべき削減率が記載されている。

【重点対策実施率の算出方法】※特定事業者以外の事業者の場合

対策計画書の実施率

$$= (\text{基本項目実施済み数}_{\star 1}) / (\text{基本項目有効数}_{\star 2}) \times 100 + \text{加点項目実施済み数}_{\star 1} \times 5$$

実績報告書の実施率

$$= (\text{基本項目実施済み数}) / (\text{基本項目有効数}_{\star 2}) \times 100 + \text{加点項目実施済み数} \times 5$$

★1 実施予定も含む。
★2 非該当を除く。

基本項目	
1	機器管理台帳の整備
2	エネルギー使用量の把握、管理
3	推進体制の整備
4	照明の高効率化及び運用管理
5	空調・換気設備の適正管理（ルームエアコンを含む）
6	ボイラーの適正管理（給湯設備、空調設備は除く）
7	コンプレッサーの適正管理（空調用は除く）
8	自動車の適正管理
9	再生可能エネルギーの自家消費
10	カーボン・オフセットの活用

加点項目	
①	ZEB化の導入
②	ゼロエミッション車の導入
③	森林整備・木材利用の促進
④	省エネ取組み率

図表 9：本フレームワーク「重点対策実施率」¹¹

¹⁰ 本フレームワーク

¹¹ 大阪府提供資料

3. KPIの選定

(1) 評価の観点

本項では、本フレームワークで定める KPI に係る有意義性について確認を行う。具体的には、借入人のビジネス全体にとって関連性がある中核的で重要なものであること、借入人の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること、一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること等について確認を行う。

(2) KPIの選定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのKPIは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

大阪府は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

KPI	大阪府内に設置する事業所における事業活動から排出される温室効果ガスの削減
-----	--------------------------------------

【KPIの有意義性 大阪府における温室効果ガス削減の重要性】

温室効果ガス（GHG）は様々な活動に伴って排出されており、気候変動を緩和するためには国や企業を問わずあらゆる主体が取り組む必要がある。気候変動に関する国際動向として、2015年12月に採択されたパリ協定において「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分に低く保つとともに（well-below 2°C目標）、1.5°Cに抑える努力を追求すること（1.5°C目標）」等が目的として掲げられている。その上で、パリ協定の締約国は、NDC（国が決定する貢献、Nationally Determined Contribution）として GHG 削減目標を5年毎に提出・更新する義務を負っている¹²。

上述のパリ協定を踏まえ、世界各国において GHG 削減目標が公表されている。日本政府は、2021年4月に、2050年までにカーボンニュートラル実現の長期目標を打ち出すとともに、2030年度に2013年比で46%削減することをNDCとして表明した¹³。そして、2025年2月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、日本の次期NDCとして2035年度に2013年度比で60%削減、2040年度に73%削減を目指す目標が提出された¹⁴。

上記状況を踏まえ、大阪府は、2019年10月に「2050年に府域における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明しており、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2021年3月）」において、2050年のめざすべき将来像を設定するとともに、2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減することを目標として設定している。

以上より、大阪府にとって本 KPI は有意義である。

¹² 環境省ウェブサイト「気候変動の国際交渉 | 関連資料」 <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/shiryo.html>

¹³ 環境省ウェブサイト「日本のNDC（国が決定する貢献）」 <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html>

¹⁴ 環境省ウェブサイト「地球温暖化対策計画の閣議決定及び日本の次期NDC（温室効果ガス削減目標）の国連気候変動枠組条約事務局への提出について」 https://www.env.go.jp/press/press_04467.html

【KPIの有意義性 大阪府内で主に事業を営む事業者におけるKPIの位置づけ】

大阪府内のGHG排出量は産業・業務・運輸の部門が約6割を占めており、2050年カーボンニュートラルを達成するためには、事業活動の脱炭素化が重要となってくる。

(単位：万t-CO₂)

		2013年度	2020年度	2021年度	2022年度	二酸化炭素	2013年度比	前年度比
						構成比	増減率	増減率
エネルギー起源	産業部門	1,384	1,024	986	1,021	24.7%	-26.2%	3.5%
	業務部門	1,724	1,098	1,176	1,251	30.3%	-27.4%	6.4%
	家庭部門	1,316	1,065	914	1,121	27.1%	-14.8%	22.7%
	運輸部門	688	578	575	582	14.1%	-15.4%	1.2%
	エネルギー転換部門	43	37	30	29	0.7%	-29.6%	-5.2%
	廃棄物部門	182	132	127	131	3.2%	-28.2%	2.8%
二酸化炭素		5,337	3,936	3,808	4,134	100.0%	-28.6%	8.6%
その他ガス		278	400	405	394	-	41.5%	-2.9%
温室効果ガス合計		5,615	4,335	4,214	4,528	-	-19.4%	7.5%

図表 10：大阪府のGHG・二酸化炭素の排出量実績（2022年度）¹⁵

企業の脱炭素の動向としては、現在サプライチェーン全体でのGHG排出量削減に向けた取り組みが進みつつある。大企業・海外企業は、自社領域（Scope1,2）のGHG削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）のGHG削減にも取り組んでいる。大企業・海外企業のScope3はその取引先の中堅・中小企業にとってのScope1,2となる。日本政府や地方自治体の動向、大企業の要請等を鑑み、中堅・中小企業もGHG削減取り組みを進める必要が徐々に高まりつつある。



Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

大企業からサプライヤーへの要請例

トヨタ自動車	● 数百社の仕入先に対し、2021年のCO ₂ 削減目標として前年比3%削減を要請。
イオン	● イオンモール館内の警備・清掃等に関わる従業員、モール運営に携わるサプライヤー、出店しているすべての専門店に対して、環境教育を実施するとともに、CO ₂ 排出削減につながる行動を要請。

図表 11：サプライチェーン全体での脱炭素の動き（環境省）¹⁶

¹⁵ 大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chikyukankyo/jigyotoppage/haisyuturyou2022.html>

¹⁶ 環境省ウェブサイト「地球温暖化対策計画の閣議決定及び日本の次期NDC（温室効果ガス削減目標）の国連気候変動枠組条約事務局への提出について」https://www.env.go.jp/press/press_04467.html

一方、中小企業の多くは、脱炭素やカーボンニュートラルについて、自社の経営に何らかの影響はあると感じつつも、具体的な方策を検討するまでには至っていない¹⁷。前述した通り、大阪府は、事業者の脱炭素化を促進するため、「脱炭素経営宣言登録制度」を創設し、事業者に対し、CO₂排出量の見える化ツール、省エネ診断、再エネ電気メニュー、省エネ・再エネ設備、補助金・ESG 融資に関する情報提供などの支援を行うことにより、事業者の脱炭素経営を促進しており、その一環で本フレームワークを策定している。

以上より、大阪府内の事業者にとって本 KPI は戦略的意義がある。

なお、パリ協定において求められる水準と整合した科学的な GHG 排出削減目標として、SBT (Science Based Targets) が国際的に認知されている。SBT において、大企業は Scope1,2 の削減目標 (年率 4.2%以上)、Scope3 の削減目標 (年率 2.5%以上) の両方の設定が求められている一方、中小企業は削減対象範囲が Scope1,2 のみとするといった緩和措置がなされている。これは、多くの中小企業に GHG 排出削減目標を設定するためのスキルや能力が不足していることを踏まえた措置である。以上の状況を踏まえ、本 KPI は、Scope1,2 を対象とし、サプライチェーンの上流・下流 (Scope3) を対象としないこととする。

【一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否 (外部からの検証可能性)】

本 KPI は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて算定される。本 KPI は日本政府が定めたルールに則って算定されることから、一貫した方法論に基づく定量化が実施されるとともに外部からの検証が可能である。

以上より、本フレームワークの KPI に係る有意義性について、JCR は確認した。

¹⁷ 経済産業省 環境経済室 中小企業のカーボンニュートラル施策について (令和 4 年 7 月)
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/02.pdf

4. SPTの測定

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT に係る野心性について確認を行う。具体的には、選定された KPI における重要な改善を表し、Business as Usual (BAU、当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合) の軌跡を超える等の野心的なものであること、可能な場合にはベンチマークや外部参照値と比較可能であること、借入人の全体的なサステナビリティ戦略及びビジネス戦略と整合していること、ファイナンス開始時までにはあらかじめ定められた時間軸(目標年度等)に基づいて SPT が決定されること等の観点から確認を行う。

(2) SPT の測定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのSPTは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

大阪府は、本フレームワークで以下の SPT を設定しており、①②いずれも単独で設定可能であり、組み合わせて設定することもできる。なお、先述の通り、大阪府は、本フレームワークの対象者について、大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則において定める特定事業者以外の事業者(任意届出事業者)と定義している。従って、本フレームワークの対象は、大阪府内の中小企業が主に対象になる。

SPT	①条例に基づく実績報告書を提出すること。 ※本項目については、条例に基づく実績報告書を初めて届出する事業者に限り、SPT に設定することができるものとする。 ※本項目については、金融機関が SPT より除外することは妨げない。					
	②条例に基づく実績報告書において、以下の条件を達成すること。					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d1c4e9;">対象年度</th> <th style="background-color: #d1c4e9;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2030 年度 まで</td> <td>以下のいずれかの条件を達成すること。 I. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率 5%以上(年率) II. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率 1.5%以上 5%未満(年率)かつ、重点対策実施率 90%以上 ※温室効果ガス排出量の算定は、原則排出量ベースとするが、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標があり、希望する場合は原単位ベースとすることができるものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2031 年度 以降</td> <td>温室効果ガス排出量の削減率が 2030 年度比で年平均 5%以上を達成すること。 ※温室効果ガス排出量の算定は、排出量ベースとする。</td> </tr> </tbody> </table>	対象年度	条件	2030 年度 まで	以下のいずれかの条件を達成すること。 I. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率 5%以上(年率) II. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率 1.5%以上 5%未満(年率)かつ、重点対策実施率 90%以上 ※温室効果ガス排出量の算定は、原則排出量ベースとするが、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標があり、希望する場合は原単位ベースとすることができるものとする。	2031 年度 以降
対象年度	条件					
2030 年度 まで	以下のいずれかの条件を達成すること。 I. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率 5%以上(年率) II. 基準年度比削減率が削減目安以上かつ前年度比削減率 1.5%以上 5%未満(年率)かつ、重点対策実施率 90%以上 ※温室効果ガス排出量の算定は、原則排出量ベースとするが、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標があり、希望する場合は原単位ベースとすることができるものとする。					
2031 年度 以降	温室効果ガス排出量の削減率が 2030 年度比で年平均 5%以上を達成すること。 ※温室効果ガス排出量の算定は、排出量ベースとする。					

SPT①の「条例に基づく実績報告書を提出すること」を達成するためには、事業者は GHG 排出量実績を算定するとともに、削減目標を設定し、過年度の目標進捗まで報告する必要がある。

「基準年度比削減率の削減目安」について、大阪府は図表 8 に記載の数値を定めており、1.1~1.5%/年程度の削減が求められる。

i 過年度実績との比較（BAU を超える野心的なものか）

大阪府内に本社をおく企業は合計 26.3 万者であり、そのうち 26.2 万者が中小企業であり、府内全企業数の 99.6% を占める¹⁸。大阪府は、2022 年に条例改正を行い、特定事業者以外においても条例に基づく対策計画書を届け出ることが可能となったが、任意届出事業者における条例の届出者数は 2023 年度時点で 40 者に留まっている。また、大阪府において、資本金 3 億円以下の中小企業のうち「脱炭素に既に取り組んでいる」企業は約 1 割強である、という統計データが存在する。

- ▶ 中小企業では、脱炭素に取り組んでいる事業者は約 1 割のみであり、「今後検討する」や「何をすべきかわからない」という企業がそれぞれ約 3 割弱であった。
- ▶ 大企業では、脱炭素に取り組んでいる割合が約 7 割と高いものの、「専門知識やノウハウが不足している」や「どのレベルまで対応が必要かわからない」という企業がそれぞれ約 4 割強であった。

		大企業 (資本金3億円超)	中小企業 (資本金3億円以下)
脱炭素への 取組状況	既に取り組んでいる	68.8%	13.4%
	取り組むかどうか、 今後検討する	6.3%	29.2%
	取り組みたいが、 何をすべきかわからない	2.1%	25.5%
課題	専門知識やノウハウの不足	35.4%	44.9%
	どのレベルまで対応が 必要かわからない	35.4%	44.9%

図表 12：大阪府 脱炭素に関する企業意識（大阪商工会議所：令和 3 年 3 月）¹⁹

以上の観点から、SPT①で設定された「条例に基づく実績報告書を提出すること」は、大阪府の中小企業にとって過年度実績対比で難易度が高い取組みと考えられる。また、具体的な数値目標を設定したうえで、当該目標を達成する必要がある SPT②は、大阪府の中小企業にとって過年度実績対比で SPT①以上に難易度が高いと考えられる。

大阪府の GHG 排出量実績としては、前述の通り、2022 年度では 2013 年度比 19.4% 削減しており、約 2.16%/年削減を達成している。SPT②のうち、「2030 年度まで」の目標値は過年度実績と比較して低いが、「2031 年度以降」の目標値は過年度実績と比較して高い目標である。

ii ベンチマーク（科学的根拠・日本政府の目標）との比較、他社の取組状況との比較

SPT①に関して、日本全国の中小企業の多くは、脱炭素やカーボンニュートラルについて、自社の経営に何らかの影響はあると感じつつも、具体的な方策を検討するまでには至っていない²⁰。中小企業のうち「エネルギーの使用量・GHG 排出量の把握・測定」に取り組んでいる企業は約 4 社に 1 社程度という統計データ²¹もあり、日本全国の中小企業にとって GHG 排出量の把握や測定が課題となっている。上述の通り、SPT①で定められた「条例に基づく実績報告書を提出すること」を達成するためには、「GHG 排出量実績の算定」や「GHG 削減目標の設定」を実施する必要があることから、現時点においては、大阪府の中小企業にとって難易度が高いと言える。

¹⁸ 中小企業庁 2024 年版 中小企業白書 <https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/chusho/index.html>

¹⁹ 大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/794/sengen.pdf>

²⁰ 経済産業省 環境経済室 中小企業のカーボンニュートラル施策について（令和 4 年 7 月）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/02.pdf

²¹ 日本商工会議所「2025 年度中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」の集計結果 2025 年 7 月 17 日
<https://www.jcci.or.jp/news/research/2025/0717144855.html>

従って、SPT①は、大阪府の中小企業にとって野心的である。

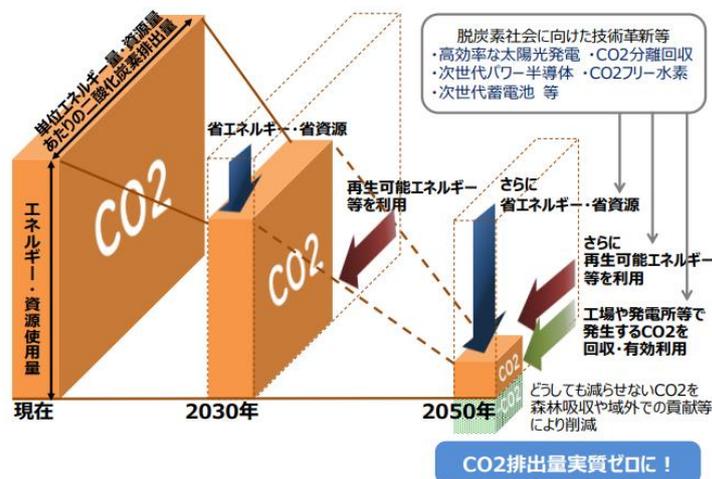
SPT②に関して、ベンチマークである日本政府の目標は、2030 年度に 2013 年度比で 46%削減することを掲げており、年率 2.7%の削減に相当する。また、2035 年度に 2013 年度比で 60%削減、2040 年度に 73%削減を目指す目標を掲げているが、両目標ともに年率 2.7%の削減に相当する。SPT②のうち、「2030 年度まで」の目標値は日本政府の目標と比較して低い、「2031 年度以降」の目標値は日本政府の目標と比較して高い目標である。

SPT②に関して、科学的な GHG 排出削減目標を定めた SBT の水準（年率 4.2%以上）と比較すると、「2030 年度まで」の目標値は低く、「2031 年度以降」の目標値は高い。なお、SPT②は、2030 年度～2050 年度の 20 年間でカーボンニュートラルに達するレベルであり、一定の科学的根拠が担保されていると考えられる。

従って、SPT②は、2050 年にカーボンニュートラルに達するレベルであり、日本政府の目標と比較しても遜色無く、野心的である。

iii SPT 達成に向けた計画・取り組み

大阪府は、2050 年実質ゼロの実現に向けたアプローチとして、現在から 2030 年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進する。2030 年以降は、さらなる取り組みの推進を図るとともに、国と連携し、工場や発電所等で発生する CO₂ の回収・有効利用などの脱炭素社会に向けた技術革新及びその導入により、削減を加速させていく予定である。また、どうしても削減できない CO₂ については、森林吸収や域外での貢献等により相殺することで、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしている。



図表 13：大阪府 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けたアプローチ（概念図）²²

²² 大阪府 2021 年 3 月 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chikyukankyo/jigyotoppage/27_3keikaku.html

大阪府は、中小企業の実態に応じて、以下図表に示す支援を実施する予定である。



図表 14：大阪府資料 事業者の実態に応じた各種支援²³

以上より、本フレームワークの SPT は大阪府及び大阪府内の事業者にとって野心的であること、及び本 SPT 達成に向けた計画が立案されていることを JCR は確認した。

²³ 大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/794/sengen.pdf>

(3) JCRによるインパクト評価

JCRは、本フレームワークのSPTに係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第4原則で例示されているインパクト評価基準の5つの観点に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本フレームワークのSPTは、以下のとおりUNEP FIの定めるインパクト・エリア／トピックのうち、「気候の安定性」のみにインパクトがもたらされる。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働	
	健康および安全性	データプライバシー	自然災害		
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	食料	エネルギー	住居
	生計	雇用	賃金	社会的保護	
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
	強固な制度・平和・安定	法の支配	市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性	零細・中小企業の繁栄		
	インフラ				
自然環境	気候の安定性				
	生物多様性と生態系	水域	大気	土壌	
	サーキュラリティ	生物種	生息地		
		資源強度	廃棄物		

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

大阪府は、2019年10月に「2050年に府域における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明しており、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2021年3月）」において、2050年のめざすべき将来像を設定するとともに、2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減することを目標として設定している。

大阪府のGHG排出量は産業・業務・運輸の部門が約6割を占めており、大阪府のGHG排出量実績としては、前述の通り、2022年度では2013年度比19.4%削減している。今後、大阪府内のGHG排出量の約5割を占める産業・業務部門のうち、一定程度の割合を占める県内企業がSPTを達成した場合、多くのCO₂削減効果が期待される。

大阪府の取り組みにより金融機関の SLL が活発化し、本フレームワークの枠組み以外でも脱炭素の取り組みを SPT とした SLL が組成されるなどの波及効果や、他の都道府県で類似スキームが展開される可能性を含め、大きなインパクトをもたらすものと期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、前述のとおり借入人である大阪府内で主に事業活動を営む中小企業が脱炭素・GHG 削減に取り組むことを支援するものである。大阪府内の事業者にとって GHG 削減の取り組みは重要である。

SPT の達成により、借入人の企業競争力の向上に繋がることが期待されることから、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークに基づくローンについては、金融機関と民間企業の間で実施されることから、民間資金が主体となる。

加えて、大阪府は、本フレームワークの SPT 達成に向け、大阪府内の企業である借入人に対し、補助金等の公的資金が活用されるよう様々な制度を整える予定であるから、公的資金によるバックアップが期待される。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、以下にリストアップしたとおり、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに **目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに**



ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう **目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう**



ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

13 気候変動に具体的な対策を **目標 13：気候変動に具体的な対策を**



ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

5. 借入金の特徴

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特徴について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、ファイナンス条件等は変化するかなどを確認する。

(2) 借入金の特徴の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められた借入金の特徴は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金において、あらかじめ設定された SPT が達成された場合に金利を変化する取り決めとなる予定であること等を確認した。また、本フレームワークを活用して金融機関（貸付人）と大阪府内で主に事業活動を営む事業者で SLL が実行される場合、事業者より大阪府及び貸付人に対し、対策計画書が提出される。

また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である旨についても、契約書類で定められる予定である。

以上より、本フレームワークで定められた借入金の特徴について、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

6. レポート・検証

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポートについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

(2) レポート・検証の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められたレポート・検証は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、ローンの返済までの期間、大阪府と貸付人に対して、条例における実績報告書を年次で報告する。

なお実績報告書には、下記の項目が含まれている。

- ・ GHG 総排出量、基準年度比削減率、前年度比削減率
- ・ 重点対策の実施状況、実施率

大阪府は、借入人より提出を受けた実績報告書の内容について、独立した第三者として KPI の実績及び SPT の達成状況の検証を行う。その後、大阪府は、本報告書の検証結果について、借入人と貸付人に対し通知を行う。

以上より、本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、貸付人である金融機関に対し、KPI の年次実績等のレポートを実施する取り決めとなっていることを JCR は確認した。また、借入人の KPI の実績について第三者機関による検証が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、本フレームワークで定められたレポートについて SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

7. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・任田 卓人

本評価に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル